

	改 正 後	改 正 前
一〇三十五 (略)	一〇三十五 (略)	一〇三十五 (略)
三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件 を満たすもの	三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件 を満たすもの	三十六 電流緊急遮断器であつて、次の要件 を満たすもの
イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・一五グラム以下であるこ と。	イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・一一五グラム以下である こと。	イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・一一五グラム以下である こと。
ロ～ヘ (略)	ロ～ヘ (略)	ロ～ヘ (略)
三十七～四十四 (略)	三十七～四十四 (略)	三十七～四十四 (略)
四十五 着衣型又はヘルメット型工アバッ グガス発生器（圧力容器付きのものに限る。） であつて、次の要件を満たすもの	四十五 着衣型又はヘルメット型工アバッ グガス発生器（圧力容器付きのものに限る。） であつて、次の要件を満たすもの	四十五 着衣型又はヘルメット型工アバッ グガス発生器（圧力容器付きのものに限る。） であつて、次の要件を満たすもの
イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・二八グラム以下であるこ と。	イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・二八グラム以下であるこ と。	イ 火薬（過塩素酸塩を主とする火薬に限 る。）の量が〇・二八グラム以下であるこ と。

○経済産業省告示第百六十五号  
火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、  
火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一  
部を次の表のように改正する。  
令和七年十一月十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正  
(傍線部分は改正部分)

この告示は、令和七年十一月十五日から施行する。  
附 則

口 圧力容器封板開放装置は、電気点火に  
より、圧力容器の封板を開放する構造で  
あること。  
ハ 火薬を再度充填することができず、再  
使用できない構造であること。  
二 圧力容器封板開放装置の外殻は、防錆  
性を有する材質であること。  
ホ 内部の火薬が容易に取り出せない構造  
であること。  
ヘ 未使用のエアバッグガス発生器を回収  
する方法を、その表面の見やすい箇所に  
容易に消えない方法で表示するととも  
に、当該エアバッグガス発生器に附属す  
る取扱説明書に記載すること。ただし、  
エアバッグガス発生器を用いる着衣型又  
はヘルメット型エアバッグに表示し、及  
び当該エアバッグに附属する取扱説明書  
に記載する場合は、この限りではない。